

○長崎県市町村職員共済組合職員健康管理委員会規程

〔昭和57年8月30日〕
規程第96号

改正

令和 2年10月 1日規程第280号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合職員健康管理規則第3条の規定による健康管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 健康管理者
- (2) 総務課長
- (3) 保健課長
- (4) 管理職以外の職員のうちから異性を含めた3名

各委員は、理事長が委嘱する。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、前条第1号の委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の運営にあたる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の招集は、委員長が随時行うことができる。
- 5 委員会には必要がある場合関係者を出席させ意見等を聞くことができる。

(結果報告)

第5条 委員長は、会議の結果をすみやかに理事長に報告し、又は意見を具申しなければならない。

(書記)

第6条 委員会に書記を置き、委員長が指名する。

- 2 書記は、記録簿を備え、委員会が調査審議した事項を記録するものとする。

(任期)

第7条 委員長、委員及び書記の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長、委員及び書記に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日規程第280号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。